

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|---|
| 会 長 | 局 長 | 次 長 | 係 長 | 係 |
| | | | | |

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

奄美市農業委員会

第 1 2 回定例総会議事録

署名委員 肥後 安美

署名委員 濱手 薫

奄美市農業委員会第12回定例総会議事録

1. 招集日時 平成30年12月21日(金) 午後3時00分～

2. 招集場所 奄美市役4階大会議室

3. 出席委員

| 番号 | 氏名 | 番号 | 氏名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | 前山重一郎 | 9 | 大山美智子 |
| 2 | 西盛満 | 10 | 中棚昭三十 |
| 3 | 山下優子 | 11 | 肥後安美 |
| 4 | 栄清安 | 12 | 濱手薫 |
| 5 | 福島吉宏 | 13 | 土浜良二 |
| 6 | 前田孝徳 | 14 | 中村秀明 |
| 7 | 松崎文好 | 15 | 吉卓男 |
| 8 | 野崎清志 | 16 | 平井孝宜 |

4. 欠席委員

なし

5. 議事に参与した者

事務局長 用稲 工巳 事務局次長 池 秀平

笠利分室長 丸田 宗八郎

住用分室長 原 俊三

6. 報告事項

・平成31年1月総会日程について

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第77号 非農地の認定について

- 議案第78号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の合意解約の決定について
- 議案第79号 名瀬地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第80号 笠利地域農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 議案第81号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について
- 議案第82号 名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定について

協議事項

(4) その他

議 長

(前山会長)

ただいまの出席委員は16人であります。総会は成立いたしました。
これから、平成30年第12回定例総会を開会いたします。
それでは、議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、11番 肥後 安美 委員と12番 濱手 薫
委員のお二人を指名いたします。

日程第2

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は、日程通知のとおり議案第75号から議案第82号までの8
件を予定いたしております。

お諮りいたします。

会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって

本総会の日程は、1日と決定いたしました。

本日の議案日程は、あらかじめお配りしてありますとおりを予定としてお
ります。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは議案等の審議に入ります前に、議案第75号のNO.60とNO.61につ
いては、会長と会長代理に調査報告がありますので、議長を濱手委員と交代し
て議事を進めたいと思います。濱手委員よろしく願いいたします。

| | |
|------------|--|
| <p>議長</p> | <p>(議長交代)</p> <p>(濱手委員)</p> <p>それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。</p> <p>日程第3</p> <p>議案第82号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(用稲局長)</p> <p>(事務局の朗読及び説明)</p> <p>2ページNO.60につきましては、贈与による所有権の移転でございます。受人は名瀬仲勝に在住されており、4ページにありますように、取得地にはサトウキビを植栽する予定です。新規農家で14ページに営農計画書も添付されています。</p> <p>11ページ、NO.61につきましては贈与による所有権の移転で、受人は龍郷町、渡し人は名瀬伊津部町で申請地は佐仁になります。取得地にはサトウキビ・バナナ等を栽培する予定です。</p> <p>22ページ、NO.62につきましては、売買による所有権の移転です。受入、渡し人共に笠利町里在住でございます。取得地にはサトウキビを植栽する予定です。新規農家で31ページに営農計画書も添付されています。</p> <p>以上3件でございます。</p> <p>農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(濱手委員)</p> <p>本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。順次、譲受人、譲渡人及び土地の順に報告をお願いします。</p> |
| <p>16番</p> | <p>(平井委員)</p> <p>農地法第3条の規定によるNO.60について調査報告をいたします。</p> |

1 2月20日19時30分、受人とお電話にてお話を聞く事ができました。受人と譲渡人とは叔父、甥の関係です。

現在の農地の状況を聞いたところ牧草用として貸しているとの事でした。

4ページにはサトウキビとなっておりますが、という事で話をしましたら営農計画にもありますが、今後取得した後は牧草地として使いたい、自分が耕作するのではなく貸し出す予定にしているとおっしゃっておいりました。その他、土地の所在や権利の設定等に係る対価の記載には間違いはないという事でした。以上で報告終わります。

なお、第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

1番 (前山委員)

農地法第3条の規定による許可申請ですが、NO.60とNO.61は渡し人が夫婦でございますので続けて調査報告いたします。

16日の日曜日午前11時半頃に渡し人夫婦のお宅を訪問にいたしまして面談いたしました。NO.60の受人は渡し人の兄妹の姉の子供という事で土地を元に戻すという言い方をされました。申請書のとおり間違いないのでよろしくお願ひしますという事でございます。

NO.61の渡し人も実家の方の弟の方に譲るという事です。子供もおられませんので農地を使う予定もないので実家に戻すという事でございます。申請には間違いありませんのでよろしくお願ひしますという事でございます。以上でございます。第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。

7番 (松崎委員)

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請NO.60の土地について報告します。

12月13日木曜日午前11時30分に渡し人に電話にて確認いたしました。本人も95歳と高齢で後継者もないので親の財産を売買するわけにもいかず自分の甥である受人に11月4日火曜日贈与することに夫婦円満受人を交えて決めたとお電話でございました。のこの土地は現在草地として使われています。申請書のとおり間違いありませんので委員の皆さんのご審議方よろしくお願ひしますという事でございます。

関連がありますのでNO. 6 1の土地まで報告いたします。

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請NO. 6 1の土地について調査報告をいたします。

12月15日受人から私に、先祖代々の土地を贈与するから受けてくれと長女である渡し人から電話がありまして、この土地は昭和41年祖父から譲渡人に相続され現在に至っております。なお譲渡人も92歳と高齢であり名瀬から佐仁集落まで通いながらの農業は出来ないということです。後継者もないので弟、受人に贈与する事にしたそうです。今この土地については芋、野菜を植えてありましてきれいに管理されております。委員の皆様方のご審議を方よろしく申し上げます。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

事務局

(丸田笠利分室長)

NO. 6 1の農地法第3条の規定による許可申請書でございますが、贈与の件で渡し人に12月13日木曜日昼過ぎに確認の電話を入れました。

渡し人は高齢で名瀬に住んでおり、今回笠利町の佐仁の土地を受人に贈与したいとの事でした。兩人とも佐仁地区の出身で受人は大島紬観光事業を営んできましたが、後継者に譲って今後は大好きな農業で野菜等を耕作したいという事でした。以上でございます。委員の皆様方のご審議よろしく申し上げます。

10番

(中棚委員)

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請NO. 6 2について報告いたします。この案件は兄妹の案件ですので、譲受人、譲渡人、土地まで一緒に報告します。

NO. 6 2は所有権移転で兄弟間の売買になっておりますので報告します。譲渡人に12月18日午前11時に職場で会い書類の中身を確認して頂きました。受人は農業について色々と計画をして親の代から同申請農地で応援などをしていたとの事でした。また、兄妹の土地だから貸し借りで良いのではと話をしましたら、自分の計画があるから妹から売買で話を進めたそうです。今回営農計画書も提出していますので申請書類に間違いありませんとの事ですので農業委員の皆さんのご審議よろしく申し上げます。

譲渡人について報告します。

12月18日午前10時頃電話で書類の確認をいたしました。

兄弟間の売買の確認をして対価など間違いがないか確認いたしました。書類のとおりでありますのでよろしくお願ひしますとの事でした。

土地について報告いたします。

農地の確認は12月18日午後1時頃に推進委員の丸田さんと現地の畑を確認しました。畑には営農計画書に書いてあるとおりポンカン、タンカンの成木や幼木が植えてありました。畑の雑草なども刈られていてきれいに使っています、問題はないと思われまますので皆さんのご審議よろしくお願ひします。

第2項第1号、第2項第4号、第2項第7号については、別紙のとおりでありますので報告いたします。以上です。

議長

(濱手委員)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

15番

(吉委員)

NO.62についてお尋ねします。

先ほど事務局の説明では、売買の後サトウキビという事でしたけど営農計画で見ると柑橘類が入っていますがこれは今から植えるという事ですか。

18番

(中棚委員)

これは事務局の間違いです。サトウキビはありません。

畑にはポンカン、タンカンの成木がありまして、スモモ、キンカン、レモン、バナナも植えてあります。畑は除草も行き届ききれいに管理をしています。問題ないと思います。

15番

(吉委員)

わかりました。

議長

(濱手委員)

よろしいでしょうか。他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号農地法第3条の規定による許可申請については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

次の5条で私の調査報告、非農地で前山会長の調査報告がありますので、議長を松崎会長代理に交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(松崎会長代理)

日程第4

議案第76号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と農地区分の報告を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及び農地区分の報告)

33ページN0.28につきましては、売買による所有権の移転で、一般住宅としての申請でございます。

申請地は大熊町内の、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。

41ページN0.29につきましては、売買による所有権の移転で、水耕栽培施設・事務所・休憩所・車両置き場としての申請でございます。

申請地は知名瀬の、都市計画区域内で周りを住宅に囲まれており、土地区画整

| | |
|--|---|
| <p>議長</p> <p>16番</p> <p>12番</p> <p>事務局</p> | <p>理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内であるため、農地区分は第3種農地と判断されます。</p> <p>以上2件でございます。</p> <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは本案に対する担当調査委員による調査意見の報告を求めます。</p> <p>(平井委員)</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請 NO. 28 について調査報告いたします。33ページからになります。12月20日19時40分、譲受人とお電話にてお話を聞くことが出来ました。現在アパートに住まわれていますが良い場所が見つかったという事で、今回住宅の建設が目的となっております。着工については1年以内に確実に着工するという事を聞いております。また、資金面についても間違いのないとの事でした。その他の土地の所在及び権利の設定に係る対価等、記載内容に間違いのないとの事でした。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> <p>(濱手委員)</p> <p>議案第76号農地法第5条の規定による許可申請書 NO. 28 についての調査報告をいたします。</p> <p>譲渡人に12月19日午後1時に直接今回譲渡される土地の場所で待ち合わせ、話をする事ができました。この書面に記載されているとおり売却価格等についても間違いのないとの事でした。</p> <p>今回譲渡される土地については、大熊区画整理事業が行われた区画内の一部で空き地になっておりきれいに整地されておりました。事前着工などもなく問題はないと思います。以上報告いたします。ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>(用稲事務局長)</p> <p>NO. 29 の譲受人について調査報告をいたします。</p> <p>12月19日午後5時半に譲受人に電話を入れて、土地の所在、面積、転用の目的、土地の対価等について確認いたしました。今回の申請場所は6月にコンテナによる水耕栽培を目的で許可になった土地の隣という事です。</p> <p>今回もキクラゲ・レタスの水耕栽培を計画し規模拡大を図りたいという事です。</p> <p>6月の許可になった水耕栽培の進捗状況をお聞きしたところ、直接の担当者が現</p> |
|--|---|

| | |
|-----|---|
| | <p>場に出ているとのことで詳しい内容は聞けなかったのですが、現在レタスの芽が出てきた状況だという事です。今後も島内の野菜需要の拡大に向けて取り組んでいきたいとの事でした。申請の内容には間違いありませんので農業委員会の皆様のご審議をよろしくお願ひしますとの事でございます。</p> |
| 事務局 | <p>(用稲事務局長)</p> <p>NO. 29の譲渡人について調査報告をいたします。</p> <p>12月20日午後6時に譲渡人に電話を入れて、申請内容の確認いたしました。譲渡人は静岡県の方にお住まいで、申請者本人に直接話を伺う事ができました。申請関係の手続き等は、奄美市にお住まいの親戚に依頼したとの事です。申請内容の土地の所在、面積、転用の目的、土地の対価等については間違いありませんという事ございました。ご審議の程よろしくお願ひします。</p> |
| 2番 | <p>(西委員)</p> <p>48ページをご覧下さい。12月20日午後5時頃申請地を確認に行きました。ここはよく通る場所です。事務局から言われましたように以前5条申請が出された隣になります。前回の進捗状況は、コンクリートを敷いてコンテナを1基設置中にクーラーを設置し温度管理をしている状態です。現在、申請地は譲渡人が甥っ子に土地を貸してハウスでマンゴーを栽培しています。他、野菜も数種類植えていますが許可あり次第すぐ撤去して渡すそうです。以上です。</p> |
| 議長 | <p>(松崎会長代理)</p> <p>それでは、これから本案対する質疑に入ります。NO. 28について質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>質疑がないようですので、NO. 29について質疑ございませんか。</p> |
| 15番 | <p>(吉委員)</p> <p>29番は受人が宇検から名瀬の知名瀬ですよね。通いでやられるのですかね。それが心配になりますが聞いていますか。</p> |
| 2番 | <p>(西委員)</p> <p>聞いたところでは、譲受人は会社の会長をされており、管理面は申請地近</p> |

くの根瀬部に住まわれている会社の役員の方がされているそうです。

15番 (吉委員)

そいれともう1点、改正農地法と、基盤法が16日施行になりましたが、その中でこのレタスの水耕栽培の場合は農地としての扱いで良いのではないかと思うのですが、そこは検討されましたか。

事務局 (用稲事務局長)

この件について県の担当者にも確認しました。法改正によって下がコンクリート張りの施設の場合は農地として認められるという事でした。

この法改正に基づく申請方法について、譲受人に確認をとりました。地目は農地として取り扱うことも可能ですがどうされますかと、確認したところ、土地については宅地に転用して使用していくという事で返事も頂いております。

今後、農地として利用するための農作物栽培高度化施設の申請がある場合は、農業委員会の許可はいらぬという事ですが、施工前には必ず届け出を行って下さいという事でございます。

15番 (吉委員)

はい分かりました。

議長 (松崎会長代理)

外に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第76号農地法第5条による許可申請については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号農地法第5条の規定による許可申請については、審

議の結果各項目とも適当と認めて許可することに決定いたしました。

日程第 5

議案第 77 号非農地の認定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(議案の朗読及と説明)

80 ページ NO. 8 につきましては、昭和 62 年から荒廃化しております。

申請地は長浜の市の下水道処理施設の海側で、砂浜に隣接した土地で、農業を営むには非常に困難な地区と思われまます。筆数は 5 筆となっております。委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

(松崎会長代理)

それでは本案に対する担当委員による調査意見の報告を求めます。

1 番

(前山委員)

非農地証明願 NO. 8 の件につきまして、18 日の火曜日午前に局長と次長と私の 3 名で現地の確認を行いました。

現地は上から下って申請地に行く道があるようですが、そこは私道でいったん下ると上がりは 4 輪駆動でも難しいと聞きましたので、56 ページに写真がありますが、下水処理施設から海岸沿いに歩いて申請地まで行きました。申請地はすべてススキで覆われていまして、中に入りようがありませんでした。端の方の高台から見ると申請地は一面ススキで海岸と隣接していますので、農業をするには困難で、申請地に行くには困難で、また重機等も入れない状況で非農地としてはしょうがないと思ひました。以上です。

議長

(松崎会長代理)

それでは、これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 77 号非農地の認定については、担当調査委員による調査意見の報告のとおり、許可意見と認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号非農地の認定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

議案第 78 号から、議長を前山会長に交代して議事を進めたいと思います。

(議長交代)

議長

(前山会長)

日程第 6

議案第 78 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

(用稲局長)

(事務局の朗読及び説明)

(前山会長)

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 78 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の合意

解約の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

日程第 7

議案第 79 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたしますが、本案には濱手委員に関する案件が含まれておりますので、濱手委員の退席を求めます。

（濱手委員退席）

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（事務局の朗読及び説明）

内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。

議長

（前山会長）

それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 79 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号名瀬地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

濱手委員の着席を求めます。

（濱手委員着席）

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>日程第 8</p> <p>議案第 8 0 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読及び説明を求めます。</p> <p>（丸田笠利分室長） （事務局の朗読及び説明）</p> |
| 議長 | <p>内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>（前山会長）</p> <p>それでは本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 0 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 8 0 号笠利地域農用地利用集積計画（利用権設定）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。</p> <p>日程第 9</p> <p>議案第 8 1 号笠名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定について、を議題といたします。</p> <p>事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>（用稲局長）</p> |

| | |
|-------|--|
| | (議案の朗読と説明) |
| 議 長 | (前山会長) これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。 |
| 1 5 番 | (吉委員) 中間管理機構は10年と思っていたのですが、5年と期間がありますが5年と10年はどう違うのですか。 |
| 事務局 | (用稲局長) 機構の期間は基本10年です。今回の5年間というのは本人の希望によるもので10年を5年目で更新するとの事だそうです。 また農地が相続されていない場合は、相続人の同意が必要となってきますが、この場合も期間が5年間になるという事でございます。 |
| 1 5 番 | (吉委員) はい分かりました。 |
| 議 長 | (前山会長) 他に質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。 議案第81号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり) ご異議なしと認めます。 よって、議案第81号名瀬地域農用地利用集積計画(農地中間管理事業活用)の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。 |
| | 日程第10 |

議案第 8 2 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定について、を議題といたします。

事務局に議案の朗読と説明を求めます。

事務局

（用稲局長）

（議案の朗読と説明）

議 長

（前山会長）

これから本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 2 号笠利地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 2 号名瀬地域農用地利用集積計画（農地中間管理事業活用）の決定については、審議の結果これを認めることに決定いたしました。

以上で、本日用意した議事日程はすべて審議を終了いたしました。

これから協議会へ移します。

- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について
- ・ 活動記録セットと農業委員手帳配布・説明
- ・ 農地利用意向調査依頼について
- ・ 懇親会について

正会に戻します。

以上で、本日用意した案件は全て審議終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

平成30年12月21日

奄美市農業委員会
会長 前山 重一郎

署名委員

署名委員

作製者 用稲 工巳

